

セキュリティトークン他社口座移管手続きに関するガイドライン

I. 総則

1. 導入の背景

セキュリティトークンは、券面が発行されず、かつ、ブロックチェーン外での移転を禁ずる前提で発行され、流通されている。よって、全ての投資者は基本的には証券会社の保護預かりとその口座管理を受け入れる必要がある。

そして、ある証券会社の顧客である投資者が、保護預かりとなっているセキュリティトークンを何らかの事情で他の証券会社に保護預かり先を変更する（口座移管する）ことは、同様に券面が発行されない有価証券の代表である上場株式等においては一般に生じていることであり、投資者の権利と認識されているものと考えられる。

又、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下、「ODX」という。）が運営するセキュリティトークン取引市場（以下、「START」という。）の取扱いのセキュリティトークンについては、START が複数の取引参加者である証券会社が参加することを前提とした組織化されたセカンダリー・マーケットとして機能しており、上場株式等と同様に口座移管の可能性は十分あるといえる。

一方で、口座移管については、移管元の証券会社と移管先の証券会社において、移管に係る手続きが大きく異なってしまうと適正に移管が行えなかったり、移管において事故が発生したりする可能性が拭えず、結果的に投資者の利便性の低下につながるものとなる。

上場株式等については、証券保管振替制度を前提に既に他社への口座移管手続きが確立され、安定的に運用が図られている。しかしながら、新商品であるセキュリティトークンについては、口座移管について関係者の間で共通認識が持たれていない中、2023 年 12 月に START 市場が開業したことから、早期のルール整備の必要性が高まっていた。

ODX では、START の市場機能の強化のため、市場に参加する関係者の意見や知恵を取り入れるべく社長の諮問機関として START 運営委員会を設置している。昨年の 6 月に開催された第 2 回の同委員会において、セキュリティトークンの他社への口座移管について検討を進めることが同意された。そして、実務者による実運用面に踏み込んだ検討を行うべく同委員会の分科会である START 清算決済制度タスクフォース（以下、「本 TF」という。）に検討が委嘱され、2024 年 10 月から 2025 年 7 月にかけて多面的な議論・検証が行われた。今般、議論が一定の収束をみたことから、関係者による合意事項を踏まえセキュリティトークンの他社口座移管手続きに係るガイドラインとして取りまとめた。

2. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインの主たる目的は、START の取引参加者が、セキュリティトークンの他社への口座移管手続きを確実かつ円滑に遂行できるよう、手続きの一定の明確化および標準化を図り、実運用における指針を提供するものである。これにより、移管事務フローの統一化と事務ミスリスクの軽減を実現し、投資者保護に資することを目的とする。なお、本ガイドラインは強制力を持たず、確実かつ円滑な他社への口座移管が達成される前提において各社が独自に運用に関して一定の工夫をすることを妨げるものではない。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、START の取扱いセキュリティトークンの START への顧客の売買注文を取次ぐ START の取引参加者である証券会社間における口座移管を対象とする。

4. 実施時期

本ガイドラインに基づくセキュリティトークンの他社口座移管手続きの運用開始は、2025 年 12 月 1 日（月）からとする。なお、同日以降、START の取引参加者となる場合は、取引参加時点から当該口座移管手続きに対応されることが望まれる。

II. 総論

1. 基本原則

当面、一部にマニュアル運用を残す「個人ブロックチェーンアドレス¹（以下、「BA」という。）から個人 BA への直接移管」を基本原則とする。²

なお、移管件数が増加した場合のマニュアル対応による弊害が生じるリスクを回避するべく、オペレーションのシステム化について本 TF にて継続的に検討を行うものとする。

2. 移管事務フローの一定の統一

口座移管においては、移管元証券会社と移管先証券会社の双方において事務ミスの防止と迅速かつ正確な処理が徹底されることで投資者の利便性の向上が実現される。よって、口座移管に関する各取引参加者の社内手続き等は、基本的に本ガイドラインが提示する事務フローが尊重され、一定の共通化が図られた上で構築されることが望ましい。

¹ 本ガイドラインにおけるブロックチェーンアドレス（BA）とは、対象となるセキュリティトークンの保護預かりに関する取扱証券会社及び投資者の口座にかかるブロックチェーン上の識別子をいう。実際の呼称は PF によって異なる（Progmatt：権利者 ID、ibet for Fin：ibet アドレス）。なお、銘柄を識別するトークンアドレスとは異なる。

² 複数の証券会社を跨ぐシステム連携は実現の難易度が高く、その対応にコストや時間を相当程度要すること、口座移管が現状では日常的に頻繁に発生する処理ではなくマニュアル運用が残ることでも対応可能であること、投資者目線からは口座移管の早期実施が望まれること、等から現実的な対応策として合意。

III. 個別事項

1. BA の連携

移管先証券会社と移管元証券会社の BA の連携について、当面は「セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票」への転記を基本としたマニュアル運用とする。

なお、転記に際しての誤りの発生を抑制する対策案として、ブロックチェーン・プラットフォーム（以下、「PF」という。）の提供するコピー＆ペースト機能を活用する³ことが考えられる。

2. 移転理由（「移管」）の連携と取得日の引継ぎ

移転理由の連携と取得日の引継ぎについては、PF のシステム仕様に応じた以下の対応を行う。

- ibet for Fin ;
 - E-Wallet ユーザー：原簿生成に併せた移転区分の選択および移転区分に応じた取得日の引継ぎが可能。
 - 非 E-Wallet ユーザー：自社のシステム開発を実施。
- Progmatt ;
 - 移転区分として「移転」、「移管」の連携が可能。
 - 取得日の引継ぎは移転区分の選択に基づいて実行される。

なお、受託者（信託銀行）側は「信託に関する受益者別調書」の提出有無については、受益者変更の有無（システム上での名義変更の有無）に基づき判断を行うものとする。

3. 一部移管の制限

顧客説明の簡素化と事務フローの煩雑化回避等のため、当面は特定口座、一般口座ともに全部移管のみの取扱いとする。

また、同一銘柄を特定口座および一般口座にまたがって保有している場合についても、一部移管は不可とし、特定口座分と一般口座分を合わせた全部移管のみの取扱いとする。

³ PF により仕様が異なるため、留意が必要。

- ibet for Fin ;
 - E-Wallet にコピー＆ペースト機能は実装されているので、E-Wallet ユーザーは追加対応不要。
- Progmatt ;
 - コピー＆ペースト機能の API は定義されているが、ユーザー側の社内システムにおいて、当該 API を用いての開発が必要。

なお、事務ミス等の防止策として、例えば以下の対応が考えられる；

- 「セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票」内の「全部移管・一部移管の別」の項目欄について、あらかじめ「1：全部」の記載に固定。

4. 個人情報提供同意の取得

個人 BA 間の移転に際しては、個人情報提供に関する同意の取得が望ましく、例えば、「移管依頼書」内に当該個人情報を提供する旨を記載することで対応可能と考えられる。

なお、移管先証券会社が移管元証券会社に対して移管を依頼した顧客の BA を提供する点に焦点をあてた文言を移管依頼書に記載することがより望ましい。

【個人情報提供に関する同意文（例）】

移管手続上、貴社が本依頼書の内容を移管先（受方）金融商品取引業者等に連絡すること、並びに移管先金融商品取引業者等が同社での保護預りに係る私のプラットフォームにおける顧客 ID を連絡すること。

IV. ST の他社口座移管手続きに係る移管事務フロー

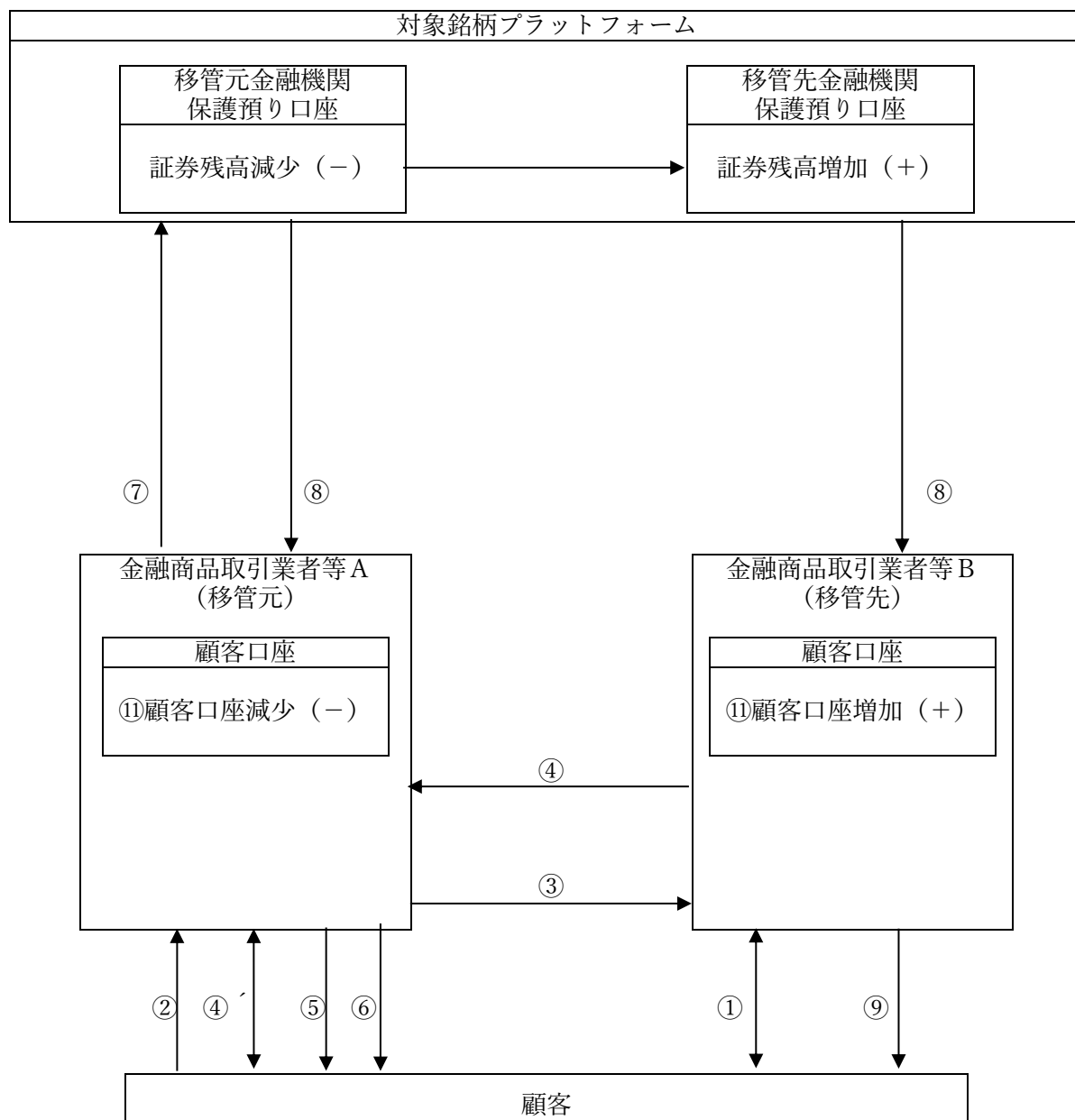
1. 移管事務の参考フロー

特定口座および一般口座におけるセキュリティトークンの他社口座への移管事務の参考フローは以下のとおり。取引参加者はこれらの移管事務参考フローをもとに、自社の業務プロセスを構築・整備することが望まれる。

なお、いずれの参考フローにおいても、記載されている処理日数はあくまで目安であり、投資者保護の観点からも、顧客からの依頼を受領次第、速やかに手続きを進めることが相応しいものと考えられる。

a. 特定口座間

セキュリティトークン（受益証券発行信託、公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー



注 下線部は、特定口座間移管フローにおいて一般口座間移管とは異なる手続の内容、書類名等を示す。

- ① 顧客は、金融商品取引業者等 B（移管先）に対し、移管を希望するセキュリティトークン（以下、ST）の受入れ可否を確認する。確認方法は各社の運用によるものとし、例えば、顧客が金融商品取引業者 B（移管先）に対して銘柄名・数量・移転理由等を連絡する方法や、顧客が金融商品取引業者 B（移管先）の Web サイトを通じて確認を行う方法などが考えられる。この際、金融商品取引業者等 B（移管先）は、当該移管が同一名義間によるものか、異名義間によるものかなどを顧客に確認し、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。
- ② 顧客は、金融商品取引業者等 A（移管元）に対し、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書（以下、「特定口座移管依頼書」という。様式は、別紙 1 参照。）」を提出する。（提出書類の記載事項に関しては、表 1（P.13）の「a.特定口座間」参照。）
- ③ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は、金融商品取引業者等 B（移管先）の本社所管部署宛に特定口座移管依頼書の受け入れから 2 営業日目以内に、以下に掲げる書類をメールにより送付する。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる（以下同様）。
また、特定口座間移管に係るメールの件名は以下のとおりとする。
【移管元証券会社コード】ST_特定口座間移管依頼データ送付（〇〇証券→●●証券）
なお、移管先の金融商品取引業者等 B は、当該書類の送付がない場合には、特定口座内保管上場株式等の移管を受けてはならない。

・「特定口座移管依頼書」の写し

社用欄を記入したうえで PDF 化したものなど

- ・移管元の証券会社の営業所の長により作成された表 2（P.14）の「a.特定口座間」に掲げる事項の記載がある「セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票」（以下、「移管事項証明書 兼 連絡票」という。様式は、別紙 2 参照。）

この際、「移管事項証明書 兼 連絡票」については、送付前に Excel のシート保護機能等を利用し、記載内容の改ざんや意図しない編集を防止する措置が考えられる。

- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）本社所管部署は、「移管事項証明書 兼 連絡票」に表 2（P.14）の「a.特定口座間」に示す移管先の記載事項を記入のうえ、前項③の「特定口座移管依頼書」の受領から 1 営業日以内に金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部

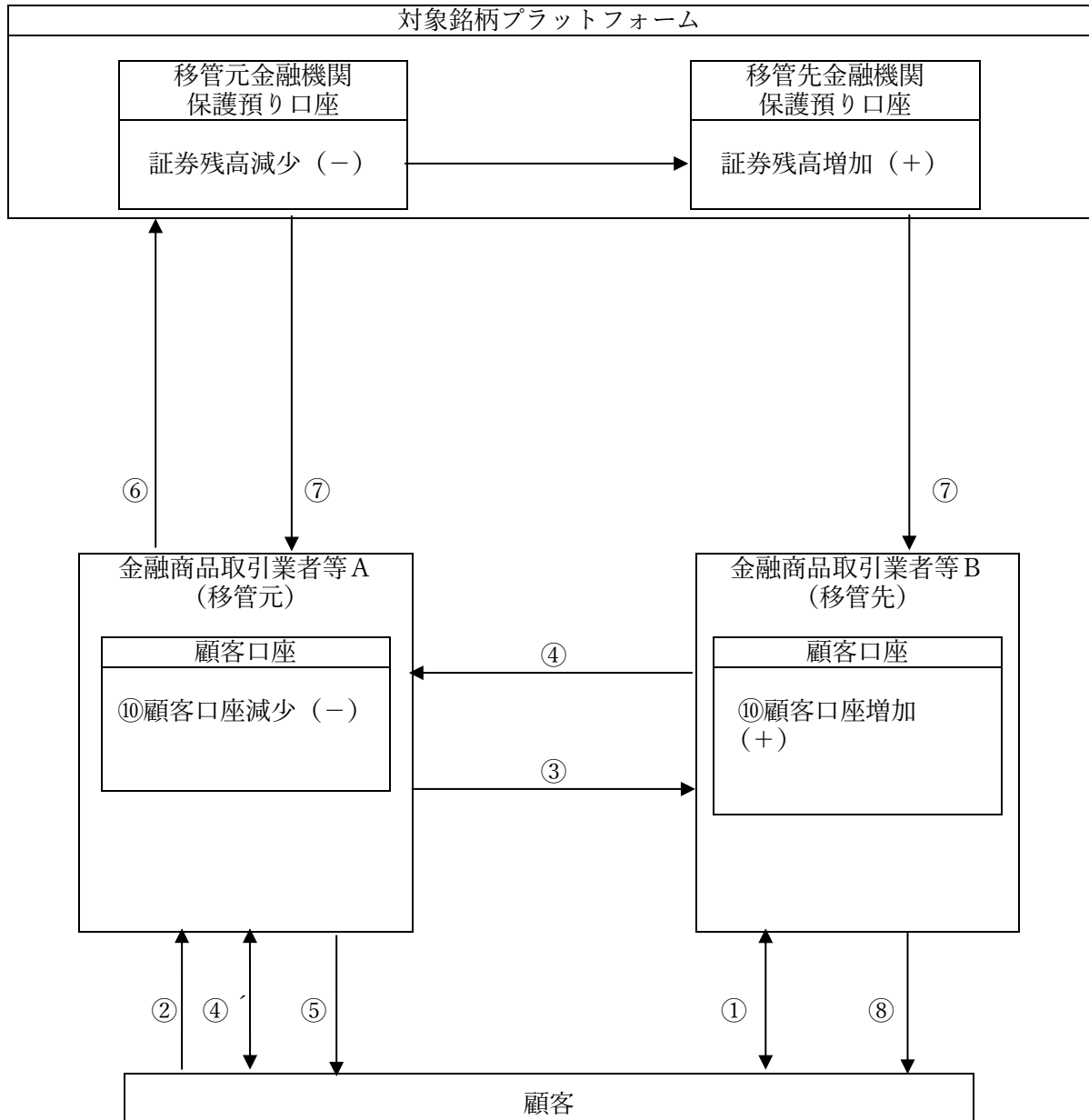
署に、メールにより回答する。

- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）から受入れ不可（「否」）、又は制約事項などがある旨の回答を受領した場合、金融商品取引業者 A（移管元）はその内容を顧客に連絡し、当該対象銘柄について、銘柄の一部であっても移管するか、制約事項があっても移管するかなどの意思を確認する。
- ⑤ 金融商品取引業者等 A（移管元）は、受入れ可否の確認結果等を記入した「特定口座内保管上場株式等移管受付整理票」（様式は任意・別紙 3 参照。）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で顧客に受入れ可否の確認結果を通知する。
- ⑥ 金融商品取引業者等 A（移管元）は、顧客に対して以下に掲げる事項を書面により通知する。
- ・ 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時に譲渡があったものとした場合の取得費等の額として計算される金額に相当する金額（当該移管に要する費用がある場合には、その費用を含む。）
 - ・ 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日及び当該取得の日に係る特定口座内保管上場株式等の数
 - ・ 移管予定年月日
 - ・ 移管をしようとする特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄及び数（受益証券発行信託にあっては口数、公社債にあっては額面金額
- なお、書面による通知には、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法による通知も含まれる。
- ⑦ 金融商品取引業者等 A（移管元）は移管予定日に ST プラットフォームに移転指図を送付し、対象口座間での移管を行う。
- ⑧ 金融商品取引業者等 A（移管元）及び金融商品取引業者等 B（移管先）は相互に ST プラットフォーム上にて決済完了の確認を行った上で、金融商品取引業者等 A（移管元）は顧客口座より移管証券を出庫すると同時に、特定口座元帳からも減額（出庫）手続きを行う。金融商品取引業者等 B（移管先）は顧客口座に移管証券を入庫すると同時に、特定口座元帳への増額（入庫）手続きを行う。
- ⑨ 金融商品取引業者等 B（移管先）は、顧客に「セキュリティトークン移管完了報告書」（様式は任意。）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

以上

b. 一般口座間

セキュリティトークン（受益証券発行信託、公社債）の一般口座間移管に係る標準処理フロー



- ① 顧客は、金融商品取引業者等 B（移管先）に対し、移管を希望するセキュリティトークン（以下、ST）の受入れ可否を確認する。確認方法は各社の運用によるものとし、例えば、顧客が金融商品取引業者 B（移管先）に対して銘柄名、数量、移転理由等を連絡する方法や、顧客が金融商品取引業者 B（移管先）の Web サイトを通じて確認を行う方法などが考えられる。金融商品取引業者等 B（移管先）は、当該移管が同一名義間によるものか、異名義間によるものかなどを顧客に確認し、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。
- ② 顧客は、金融商品取引業者等 A（移管元）に対し、「セキュリティトークン移管依頼書」（以下、「一般口座移管依頼書」という。様式は、別紙 5 参照。）を提出する。（提出書類の記載事項に関しては、表 1（P.13）の「b.一般口座間」参照。）
- ③ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は、金融商品取引業者等 B（移管先）本社所管部署宛に「一般口座移管依頼書」の受け入れから 2 営業日目以内に、以下に掲げる書類をメールにより送付する。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる（以下同様）。

また、一般口座間移管に係るメールの件名は以下のとおりとする。

【移管元証券会社コード】ST_一般口座間移管依頼データ送付（〇〇証券→●●証券）

- ・「一般口座移管依頼書」の写し
社用欄を記入したうえで PDF 化したものなど
- ・「セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票」（以下、「移管事項証明書 兼 連絡票」という。様式は、別紙 2 参照。）
表 2（P.14）の「b.一般口座間」に掲げる事項の記載があるもの

この際、「移管事項証明書 兼 連絡票」については、送付前に Excel のシート保護機能等を利用し、記載内容の改ざんや意図しない編集を防止する措置が考えられる。

- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）本社所管部署は、「移管事項証明書 兼 連絡票」に、表 2（P.14）の「b.一般口座間」に示す金融商品取引業者等 B（移管先）の記載事項を記入し、前項③の受領から 1 営業日以内に金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署宛に、メールにより回答する。
- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）から受入れ不可（「否」）、又は制約事項などがある旨の回答を受領した場合、金融商品取引業者 A（移管元）はその内容を顧客に連絡し、当該対象銘柄について、銘柄の一部であっても移管するか、制約事項があっても移管するかなどの意思を確認する。

- ⑤ 金融商品取引業者等 A（移管元）は、各社の運用に応じた方法により、顧客に対して受入れ可否の確認結果を通知する。
- ⑥ 金融商品取引業者等 A（移管元）は移管予定日に ST プラットフォームに移転指図を送付し、対象口座間での移管を行う。
- ⑦ 金融商品取引業者等 A（移管元）及び金融商品取引業者等 B（移管先）は相互に ST プラットフォーム上にて決済完了の確認を行った上で、金融商品取引業者等 A（移管元）は顧客口座より移管証券を出庫する。金融商品取引業者等 B（移管先）は顧客口座に移管証券を入庫する。
- ⑧ 金融商品取引業者等 B（移管先）は、顧客に対して「セキュリティトークン移管完了報告書」（様式は任意。）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

以上

表1 特定口座内保管上場株式等移管依頼書およびセキュリティトークン移管依頼書

記載事項一覧

(凡例 ◎：租税特別措置法要件 ○：業務上必要項目 △：任意)

記入者	記載事項		特定口座間／一般口座間の別	
			a.特定口座間 (別紙1) ※ 1	b.一般口座間 (別紙5) ※ 2
顧客	顧客情報	住所、氏名、生年月日	◎	○
		電話番号、お届出印	△	△
	移管元 口座情報	金融商品取引業者等名、部 支店コード、部室店名、部 支店の所在地、口座番号、 口座名	◎	○
	移管先 口座情報	金融商品取引業者等名、部 支店コード、部室店名、部 支店の所在地、口座番号、 口座名	◎	○
	移管予定年月日※3		◎	○
	セキュリティ トークン明細	種類	◎	○
		銘柄名、数量	◎	○
	贈与者・被相続 人・包括遺贈者情 報※4	住所、氏名、死亡年月日	◎	○
		電話番号	○	○
移管元	移管元(渡方)社用欄	金融商品取引業者等名称、 部支店名	◎	○
		移管完了日	○	○
移管先	移管先(受方)社用欄	受入記帳日	○	○

※1 別紙1は「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」を示す

※2 別紙5は「セキュリティトークン移管依頼書」を示す

※3 移管予定年月日は、原則として移管依頼書受け入れから4営業日、制約がある場合は適宜調整した日付を記入

※4 相続・贈与等の場合に入力

表2 セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等移管事項証明書 兼 一般口座移管
連絡票 記載事項一覧

(凡例 ◎：租税特別措置法要件 ○：業務上必要項目 △：任意)

記入者	記載事項		特定口座間／一般口座間の別	
			a.特定口座間	b.一般口座間
移管元	特定口座/一般口座		○	○
	送付日		○	○
	提出先 証券会社名	甲、証券会社コード	◎	○
	提出元 証券会社名	乙、証券会社コード	◎	○
	顧客情報	住所、氏名	◎	○
		生年月日	◎	○
	移管予定年月日		◎	○
	移管元（渡方） 情報	部支店コード、口座番号	◎	○
	移管先（受方） 情報	部支店コード、口座番号	◎	○
	全部移管・一部移管（同一銘柄については全て移管）の別		◎	○
	移管理由の別		○	○
	セキュリティトークン明細	銘柄 ID/トークンアドレス	◎	○
		銘柄名	◎	○
		種類、数量	◎	○
		取得価額、取得の日	◎	
		全部/一部	◎	
移管先	セキュリティトークン明細	受入可否	○	○
	ST プラットフォームにおける顧客の ID	権利者 ID (progmatt)、 ibet アドレス (ibet for Fin) ※1	○	○
	提出元証券会社への連絡事項		○	○

※1 ibet for Fin については、名義登録実施の完了を確認すること（移管先証券会社にて移管先の口座の名義登録が完了していない場合、E-Prime で移管先口座の名義情報が認識できなくなってしまうため）

参考：特定口座移管の場合の記載事項

特定口座移管依頼書

- イ) 特定口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 移管元の金商業者等の営業所の名称及び所在地並びに移管先の金商業者等の営業所の名称及び所在地
- ハ) 移管元の特定口座から移管先の特定口座へ移管を依頼する旨及びその移管を希望する年月日
- ニ) 移管元の特定口座の名称並びに移管先の特定口座の名称及び記号又は番号
- ホ) 移管をしようとする特定口座内上場株式等の種類、銘柄及び数（受益証券発行信託にあっては口数、公社債にあっては額面金額）
- ヘ) その他参考となるべき事項

特定口座移管証明書 兼 一般口座移管連絡票

- イ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時に譲渡があったものとした場合の取得費等の額として計算される金額に相当する金額（当該移管に要する費用がある場合には、その費用を含む。）
- ロ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日及び当該取得の日に係る特定口座内保管セキュリティトークン等の数
- ハ) 当該移管が移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部の移管か一部の移管かの別及び一部の移管である場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて移管される特定口座内保管上場株式等に含まれる旨
- ニ) 当該移管に係る移管理由（相続・贈与・遺贈に起因するものか、その他理由によるものかの別）
- ホ) 移管を依頼した居住者等の氏名、生年月日及び住所
- ヘ) 移管元の特定口座の名称
- ト) 移管をしようとする特定口座内上場株式等の種類、銘柄及び数（受益証券発行信託にあっては口数、公社債にあっては額面金額）
- チ) 移管予定年月日（原則として移管依頼書受け入れから 4 営業日、制約がある場合は適宜調整した日付を記入）
- リ) ST プラットフォームにおける顧客の ID

1. 移管事務に係る各種様式

移管事務の参考フローとあわせて、セキュリティトークンの他社口座移管手続きにおいて使用が想定される以下の①、②に掲げる各種書類についても各種様式として整備（本ガイドラインに別添）。

これらの様式については、画一的な使用が求められるものと、各社の判断により別途作成または調整可能なものがあるため、ご留意いただきたい。

① 画一的な使用が求められる様式

- （別紙2）セキュリティトークン 特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書 兼 一般口座移管連絡票

本様式は、他社への口座移管手続きを確実かつ円滑に遂行するために、本ガイドラインで示す内容に準拠することを必須とする。

② 各社の判断により別途作成または調整可能な様式

- （別紙1）セキュリティトークン特定口座内保管上場株式等移管依頼書
- （別紙3）特定口座内保管上場株式等移管受付整理票
- （別紙3）相続上場株式等移管受付表
- （別紙4）セキュリティトークン移管完了報告書
- （別紙5）セキュリティトークン移管依頼書
- （別紙5）セキュリティトークン移管受付票
- （別紙5）セキュリティトークン移管完了報告書

これらの様式は、セキュリティトークンの他社口座移管手続きの標準化および事務処理の効率化を目的として提供されるものであり、取引参加者に対して画一的な使用を求めるものではない。各社においては、当該様式を参照のうえ、自社の業務実態やシステム環境等を踏まえ、記載内容や構成を適宜調整し、別途作成する等して運用することが可能である。

なお、②の様式の記載方法や管理手順等、運用上の細部に関する事項については、本ガイドラインにおいて具体的に定めるものではなく、各社の判断に委ねられており、あくまで一例として、その取扱いには各社の体制や実務に即した形で柔軟に対応するものとする。

以上

【改訂履歴】

版	主な改訂点	改定日
初版	制定	2025 年 10 月 15 日